

○幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成20年

第38号

改正 平成26年第26号

平成28年第6号

平成29年第10号

幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和55年幸田町要綱第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、町が予算の範囲内において交付する私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 私立幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により設置の許可を受けた幼稚園をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である幼稚園を除く。

（補助金の交付及び額）

第3条 町長は、設置者が当該幼稚園に在園し、かつ、町内に住所を有する幼児の保護者に対して保育料等を減免する場合には、その減免する金額に相当する金額（幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年文部大臣裁定）第3条第3項に規定する補助限度額を限度とする。）の補助金を交付するものとする。

（交付申請）

第4条 補助を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）及び保育料減免措置に関する調書（様式第3号。以下「調書」という。）並びに徴収している保育料等の額を明らかにする書類（園則等）を当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る保護者等の申請年度の町民税の所得割の額その他の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした設置者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 設置者は、前条の規定による通知を受けた後に補助金の変更交付を受けようとするときは、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書(様式第5号)及び変更後の事業計画書並びに調書を添えて、町長に提出しなければならない。

(変更交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定したときは、私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により当該申請をした設置者に通知するものとする。

(減免措置の報告)

第8条 交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を直ちに町長に報告しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 設置者は、保育料等の減免措置が完了したのち15日又は当該年度の3月20日までのいずれかの早い日までに、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、私立幼稚園就園奨励費補助金交付確定通知書(様式第8号)により設置者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第11条 補助金の額の確定通知を受けた設置者は、幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、町長は速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 設置者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、幸田町私立幼稚園就園奨励費補助金概算払交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第13条 設置者は、前条の規定により補助金の概算払を受けた場合において、第10条の確定の通知を受領したときは、速やかにその確定した額に基づき補助金の精算をしなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、この要綱の規定に違反して保育料等の減免を受け、又は補助金の交付を受けた者があると認められるときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保管等)

第15条 補助金の交付を受ける設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

2 町長は、補助金の交付事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年第6号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年第10号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。